

## 日本が知らない10の独島の真実

日本は独島が自国の固有の領土と誤った主張をしている。この資料では、日本の主張の虚構性を10の主題を選んで批判し、独島が韓国の固有の領土であることを裏書きする歴史的根拠を提示する。

### 1. △日本の主張

#### “日本は昔から独島の存在を認識していた”

経緯度線を表示した日本地図で、最も代表的な長久保赤水の『改正日本輿地路程全図』（1779年）等、日本の各種地図と文献でこれを確認することができる。

### ▲日本の主張はこれだから偽りだ

#### 日本は、昔から独島を韓国の領土と認識

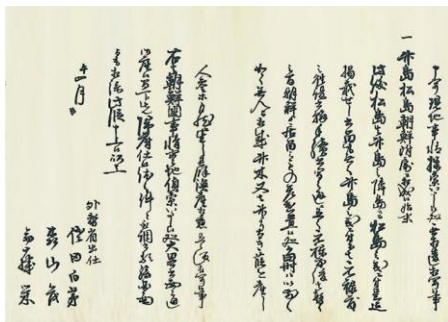
『改正日本輿地路程全図』は、個人が作った私撰地図で、1779年の初版には鬱陵島と独島が朝鮮本土とともに彩色されていない状態で経緯度線の外に描かれており、日本の領域外の島として認識している。

さらに日本の官撰文書を見れば、日本が独島を韓国の領土と認識していたことをより明確に知ることが出来る。

近代、日本の外務省は『朝鮮国交際始末内探書』（1870年、資料1）で、「竹島（鬱陵島）と松島（独島）が朝鮮付属となった事情」という報告書を作成し、独島が韓国の領土であることを自ら認めている。

また、日本の海軍省が1876年に発行した「朝鮮東海岸図」と同じ官撰地図（資料2）も独島を韓国の領土に含めている。

1877年、日本の最高行政機関である太政官は、17世紀末、徳川幕府が下した鬱陵島渡海禁止措置を土台に“…伺いの趣、竹島（鬱陵島）外一島（独島）の件に対し、日本は関係がないと心得よ”と内務省に指示し、独島が日本の領土でないことを公的に認めた（資料3）。



資料1 『朝鮮国交際始末内探書』（1870年）

日本の外務省文書で鬱陵島と独島を朝鮮の領土であると明らかにしている。

### 竹島（竹島：鬱陵島）・松島（松島：独島）が朝鮮付属になった事情

松島(独島)は竹島（鬱陵島）の横にある島だ。松島に関しては、今まで記載された記録もなく、竹島に関しては元禄年間にやり取りした往復書簡にある。元禄年間以後、しばらくの間、朝鮮が居留する人を派遣したが、今は以前のように無人島になっている。竹や竹よりも太い葦が育ち、人蔘も自然に産し、その他、漁獲もある程度になると聞いた。以上は、朝鮮の事情を現地偵察したところ、その大略的な内容は書面そのままなので、まず帰って事項別に調査した書類、絵、図面等を添付し申し上げます。以上。

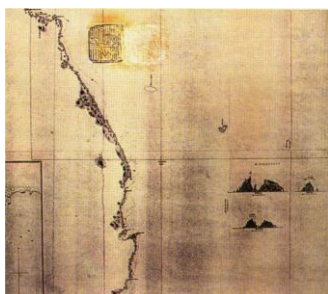
外務省出仕

午 4 月

佐田白茅

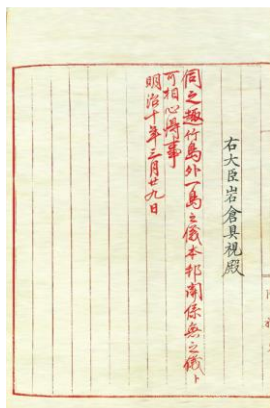
森山茂

斎藤栄



資料 2 日本の海軍省の朝鮮東海岸図(1876 年)

日本の海軍省は、独島を韓国の所属と表示している。



資料 3 日本の太政官指令(1877 年)

日本の明治政府の最高行政機関である太政官は、17 世紀末、徳川幕府が下した鬱陵島渡海禁止措置などを根拠に“鬱陵島と独島が日本とは関係がないと心得よ”と内務省に指示した。

伺いの趣、竹島(鬱陵島)外一島(独島)の件に対し、本邦（日本）は関係がないと心得るべき事。

明治 10 年 3 月 29 日

## 2. △日本の主張

“韓国が昔から独島を認識していたという根拠はない”

韓国側は于山島が独島と主張しているが、于山島は鬱陵島と同じ島か実在しない島だ。

### ▲日本の主張はこれだから偽りだ

韓国の明白な独島認識、古文献と古地図が証明

独島は鬱陵島で肉眼でも眺めることができ、鬱陵島に人が居住し始めた時から独島を認識することができた(資料4)。このような認識の結果、『世宗実録』「地理志」(1454年)には“于山(独島)と武陵(鬱陵島)二島が県の正東の海中にある。二島は互いに距離が遠くなく、天気がよければ眺めることができる”と記録されている。それだけでなく『新增東国輿地勝覧』(1530年)、『東国文献備考』(1770年)、『萬機要覧』(1808年)、『増補文献備考』(1908年)等、韓国の数多くの官撰文書に独島の昔の地名である于山島が明確に表記されている。

特に『東国文献備考』、『萬機要覧』、『増補文献備考』等には“鬱陵島と于山島は皆、于山国の地であり、于山島は日本人達が言う松島”と記録されている。松島は当時、日本人が呼ぶ独島の名称で、于山島がきつと独島であるという事実を語っている。

韓国の古地図では官撰地図であれ、私撰地図であれ、東海の二つの島、すなわち鬱陵島と独島を共に描いており、独島の存在を明確に認識していたことを見せている(資料5)。

今日とは違って、地図製作技術の不足で独島の位置や大きさを誤って描いているが、これによって独島の存在を認識することができなかったという証拠となることはない。



資料4 鬱陵島で眺めた独島

独島は鬱陵島で肉眼観測が可能だ。



資料5 八道総図(1530年)

官撰史料の『新增東国輿地勝覧』の冒頭に収録された朝鮮全図で、東海上の鬱陵島と独島の二島が明確に表示されている。

### 3. △日本の主張

#### “日本は17世紀中葉に独島の領有権を確立した”

江戸時代初期(1618年)、鳥取藩米子の住民の大谷、村川両家は、幕府から鬱陵島渡海免許を受け、鬱陵島で独占的に漁業をし、アワビを幕府などに献上した。すなわち、日本は鬱陵島に渡海するため、航海の目標や途中の停泊場とし、またアシカやアワビ捕獲の良い漁場として独島を利用して、遅くとも17世紀中葉には独島の領有権を確立した。

#### ▲日本の主張はこれだから偽りだ

##### 日本政府の文献、鬱陵島と独島を韓国領と認識

渡海免許は自国の島に渡海するには必要がない文書なので、これはかえって日本が鬱陵島・独島を日本の領土として認識していなかったという事実を反証するものだ。

17世紀中葉の日本の古文献である『隠州視聴合紀』(1667年)には、“日本の西北側の限界を隠岐島とする”と記録されており、当時、日本が鬱陵島・独島を自国の領土から除外していたことが分かる。

さらに17世紀末、日本の幕府政権が鬱陵島渡海を禁止する時、“竹島(鬱陵島)外、鳥取藩に付属した島があるのか?”と質問した際、鳥取藩は“竹島(鬱陵島)、松島(独島)は無論、その他に付属する島はない”と回答し、鬱陵島と独島が鳥取藩の所属でないことを分明にしたことがある(資料6)。



資料6 江戸幕府の質問に対する鳥取藩の答弁書(1695年)

竹島(鬱陵島)は因幡・伯耆の付属ではありません。

伯耆国米子の商人大谷九右衛門と村川市兵衛という者が渡海し、漁業をすることを松平新太郎が治めていた時、奉書を通じ、許可を受けたと聞きました。それ以前にも渡海したことがあったのか聞いたが、そのことはよく分からない。(中略)竹島・松島その外、両国(因幡国、伯耆国)に付属した島はありません。以上。

#### 4. △日本の主張

“日本は17世紀末、鬱陵島渡海を禁止したが、独島渡海は禁止しなかった”

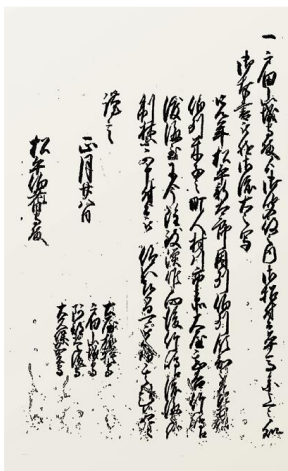
1696年、幕府は鬱陵島が朝鮮領土と判断し、鬱陵島渡海を禁止したが、独島渡海を禁止することはなかった。これによって当時から日本が独島を自国の領土と考えていたことは明らかである。

#### ▲日本の主張はこれだから偽りだ

独島、鬱陵島の附属島嶼で別途の渡海禁止は不要

日本の資料である大谷家の文書に見える“竹島近辺の松島(竹島近辺松嶋)”(1659年)、“竹島(鬱陵島)内の松島(独島)(竹嶋内松嶋)”(1660年)等の記録が説明するように、昔から“独島は鬱陵島の附属島嶼(属島)”とみなしてきた。したがって1696年1月、鬱陵島渡海禁止措置(資料7)には当然、独島渡海禁止も含まれていた。

日本政府が主張するように、“日本は鬱陵島に渡る時、停泊場や魚採地として独島を利用”したという程度だったので、当初から独島渡海だけを目的とする“独島渡海免許”というものは存在しなかった。したがって別に“独島渡海禁止令”を下す必要がなかったのだ。17世紀末、鬱陵島渡海禁止によって独島渡海も共に禁止されたと見るのが妥当だ。



資料7 竹島(鬱陵島)渡海禁止令(竹嶋渡海禁止令)(1696年)

(前略)以前、松平新太郎が因州(因幡)と伯州(伯耆)を治めた時、伯州米子の商人村川市兵衛・大谷甚吉が竹島(鬱陵島)に渡海し、現在まで漁業をしてきたが、今後は竹島渡海禁止を命ずるので心得よ。

正月28日

松平伯耆守

土屋相模守  
戸田山城守  
阿部豊後守  
大久保加賀守



## 5. △日本の主張

### “安龍福の陳述内容は信憑性がない”

韓国が自国の主張の根拠として引用する安龍福の陳述内容は、自身の不法渡日に対する取り調べの時に行なったもので、事実と符合しないことが多く、日本の記録にない内容もある。

## ▲日本の主張はこれだから偽りだ

### 安龍福の陳述、韓国と日本文献に根拠

安龍福の渡日活動に関しては、朝鮮の備辺司でも徹底した調査がなされたもので、それを記録した朝鮮の官撰書の記録が真実ではないとする日本側の主張は受け入れ難い。

また、朝鮮の記録にあることが日本の記録にないという理由だけで、朝鮮の記録は信憑性がないというのは不当だ。

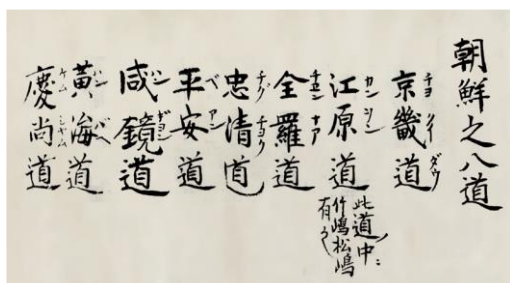
※安龍福の渡日活動は、『肅宗実録』、『承政院日記』、『東国文献備考』など韓国の官撰書と『竹嶋紀事』、『竹嶋渡海由来記抜書控』、『因府年表』、『竹島考』など日本の文献に記録されている。

安龍福の活動により鬱陵島・独島に関する議論が日本で行なわれ、結果的に二島を朝鮮の領土と認定することになった。

安龍福事件により朝鮮と日本両国間に領土問題が台頭すると、1695年、鬱陵島・独島が鳥取藩に帰属した時期を問い合わせる日本の江戸幕府の質問に対して、鳥取藩は“鳥取藩に属していない”と回答した。

1696年1月に下った幕府の渡海禁止令は、同じ年の8月、米子の住民に伝えられたので、米子住民の場合、それ以前に鬱陵島に行くことができた。したがって同じ年の5月、鬱陵島で日本人に会ったという安龍福の陳述を偽りと見る日本側の主張は妥当ではない。

また、2005年、日本の隠岐島で発見された安龍福の渡日活動に関する日本側の調査報告書の『元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書』によれば、安龍福は朝鮮八道の名前と共に鬱陵島と独島が朝鮮の江原道の所属であることを明記した文書を所持していた（資料8）。



資料8 安龍福関連の調査報告書(1696年)

安龍福の2次渡日時の活動状況を記録した文書で‘竹島’（鬱陵島）、‘松島’（独島）が江原道に属した朝鮮の領土であることを明記している。

## 6. △日本の主張

### “1905年、島根県の独島編入は領有意思の再確認だった”

日本政府が1905年、閣議決定によって独島を島根県に編入したことは、独島の領有意思を再確認したことだった。

島根県隠岐島の住民である中井養三郎の独島領土編入請願を受け付けた日本政府は1905年1月、閣議決定により独島を領有するという意思を再確認した。同じ年の2月、島根県知事は独島が隠岐島司の所管になったことを告示した。

### ▲日本の主張はこれだから偽りだ

#### 日本、露日戦争中不法に領土編入

1905年当時、日本の独島編入の根拠は、独島が持ち主のない土地という無主地先占論だった。ところでその主張が1950年代以後、‘領有意思の再確認’に変わった。独島を自国の固有領土と主張しながら、片一方が無主地先占論を根拠とし、1905年に領土に編入したと言うのは相互に矛盾するということを悟ったためだ。

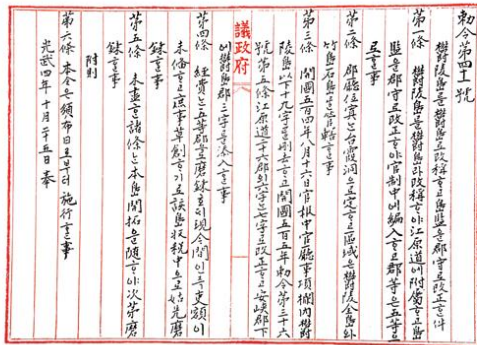
領有意思の再確認は、独島が自国の固有領土という主張に基づいている。だが独島が日本固有の領土という主張は、1877年、日本の最高行政機関である太政官が、鬱陵島と独島が日本と関係ないということを心得よとした事実と、正面から対峙する。

日本の漁業者の中井養三郎は、独島が韓国領土であるということを知って、日本政府を通じ、韓国に貸下げの請願書を提出しようとした。ところで海軍省と外務省官吏(肝付兼行、山座円次郎)等の指図を受け、1904年、領土編入の請願書を提出した。

しかし、当時、内務省官吏(井上書記官)は、“韓国の地という疑惑があり、使い道のない暗礁を編入すれば、我々を注目している外国各国に、日本が韓国を併呑しようとするという疑心を大きく持たせる”として、独島領土編入の請願に反対した。

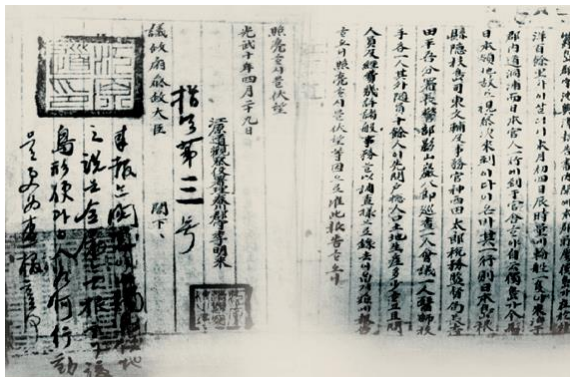
このような経緯に加え、露日戦争という日本の朝鮮半島侵奪戦争期間中の1905年1月の閣議決定と、2月の島根県の独島編入措置は、実際において大韓帝国に何の問い合わせや通報もなく、一方的に行なったものだ。また、大韓帝国が1900年10月25日、勅令41号(資料9)で、独島を鬱陵郡の管轄区域に規定しているので、1905年の日本の一方的な島根県の編入措置は、当然、無効となる行為である。

韓国は1906年3月、鬱陵島を訪問した島根県官吏から、編入の事実を伝え聞いた後、その事実を初めて知ることになった。鬱陵郡守は、この事実をその翌日、直ちに江原道観察使と中央政府に報告した。報告を受けた内部大臣と参政大臣は、‘独島が日本の領土というのは全く根拠がないことだ’とし、事実関係をさらに調査するよう指示した(資料10)。だが、韓国政府はすでに1905年11月、乙巳保護条約で外交権が剥奪された状態だったため、いかなる外交的抗議もできなかった。大韓毎日申報(1906.5.1)と皇城新聞(1906.5.9)等の言論が、日本の独島領土編入措置の不法性を報道した。



資料 9 大韓帝国勅令第 41 号(1900 年 10 月)

大韓帝国は‘石島’（独島）を蔚陵郡の管轄区域に規定した。



資料 10 江原道觀察使署理春川郡守李明來の号外報告書及び光武 10 年(1906 年) 4 月 29 日、參政大臣朴齊純の指令第 3 号

1906 年、日本の島根県官吏一行が独島を視察後、蔚陵島を訪問した時、江原道觀察使署理春川郡守李明來が、“本郡所属の独島”を日本が編入したという話を聞いたと參政大臣朴齊純に報告した。これに対して朴齊純は指令第 3 号(1906.4.29)を通じ、“独島が日本人の領土というものは全く根拠がないことで、独島の情況と日本人達がいかなる行動をしているのかさらに調査し、報告せよ”と指示した。

## 7. △日本の主張

“サンフランシスコ講和条約の基礎過程より米国は独島が日本の管轄下にあるという意見であった”

サンフランシスコ講和条約の基礎過程で、韓国は日本が放棄しなければならない領土に独島を含めるよう要求した。だが米国は、独島が日本の管轄下にあるとして、この要求を拒否した。

1951 年、サンフランシスコ講和条約に、日本がその独立を承認し、全ての権利、権原及び請求権を放棄した‘朝鮮’に、独島は含まれていない。



## ▲日本の主張はこれだから偽りだ

### サンフランシスコ講和条約、カイロとポツダム宣言の延長線

1949年11月以前までに作成されたサンフランシスコ講和条約の基礎文書を見れば、米国は独島を韓国の領土と認識していた。1949年12月、駐日米政治顧問のウィリアム・シーボルトを通じて、日本の対米ロビーによって日本が放棄しなければならない領土に独島が指摘されなかったが、独島より大きな無数の韓国の島々も一つ一つ指摘されることはなかった。大韓民国の総ての島々の名を挙げることはできない、ということではないのか？したがって、これによって独島が日本の領土と認められたと解釈することはできない。

連合軍総司令部は第2次大戦後、サンフランシスコ講和条約が発効する時まで、独島を日本から分離し、取り扱った。連合軍総司令部は、日本の占領期間中、独島を鬱陵島とともに日本の統治対象から除外される地域を規定した「連合軍最高司令官覚書」(SCAPIN)第677号(1946.1.29)を適用した。

※ SCAPIN 第 677 号 “若干の周辺地域を政治上、行政上日本から分離するところに関する覚書”

3. この指令の目的のために、日本は日本の4つの本島(北海道、本州、九州、四国)と約1千個のさらに小さな隣接する島々を含むと定義される。(1千個の小さな隣接する島々で) …除外されるのは(a)鬱陵島・リアンクール岩(Liancourt Rocks:独島) …などだ。

このように連合軍総司令部が独島を日本の領域から分離して取り扱ったことは、日本が‘暴力と貪欲によって略奪した’領土を放棄すると明示したカイロ宣言(1943年)及びポツダム宣言(1945年)等によって確立された連合国の戦後処理政策に従ったものだ。

1951年9月に締結されたサンフランシスコ講和条約は、このような連合国の措置を継承した。1951年10月、日本政府はサンフランシスコ講和条約に基づき、日本の領域を表示した‘日本領域図’を国会の衆議院に提出したが、その地図には明確に線を引き、独島を日本の領域から除外した(資料11)。

独島は1945年、日本の敗亡により韓国に返還され、サンフランシスコ講和条約はこれを確認したのだ。



資料 11 日本領域図(『サンフランシスコ講和条約』毎日新聞社版、1952年)

サンフランシスコ講和条約締結直後、日本政府は独島が日本の管轄区域から除外されたことを認識した

## 8. △日本の主張

**“駐日米軍の独島爆撃訓練区域指定は、日本の独島領有権を認めた証拠だ”**

独島が1952年、駐日米軍の爆撃訓練区域に指定された事実は、独島が日本の領土ということを現わしている。

日米行政協定委員会は、日米行政協定に立脚し、駐日米軍が使用する爆撃訓練区域の一つとして独島を指定しており、日本の外務省はこれを官報で告示した。

### ▲日本の主張はこれだから偽りだ

#### 米空軍爆撃訓練区域指定、韓国の抗議で直ちに解除

独島は当時、韓国漁民らの主要漁労活動区域だった（資料12）。しかし日本政府は独島に対する日本の領有権を主張するため、独島で操業中の韓国漁民らが多くの被害を被ったにもかかわらず、独島を米軍の爆撃訓練区域に指定し、爆撃訓練をするよう誘導した。このような事実は日本の議会での発言を通じても確認ができる。

※1952年5月23日、衆議院外務委員会で島根県出身の山本利寿議員の質問に、石原幹市郎外務次官が答えた内容。

山本議員：“今回、日本の駐屯軍の演習地指定において、独島周辺に演習地が指定されれば、その(独島)領土権を日本のものと確認を受けやすいとの考えから、かえって外務省が演習地の指定を望んでいるのか、その点に対しお話しください。

石原次官：“大体そのような発想で多様に推進しているようです。”

これと同じく独島が駐日米軍の爆撃訓練区域に指定された事実はあるが、米空軍は韓国の抗議を受け、直ちに独島を爆撃訓練区域から解除しており、その事実を韓国側に公式に通告した。



資料12 独島遭難漁民慰霊碑除幕式(1950年6月8日)

独島現地で慶尚北道知事が参席する中、1948年、独島爆撃事件で犠牲となった我漁民等のための慰霊碑除幕式を挙行了した。

## 9. △日本の主張

### “韓国は現在の独島を不法に占拠している”

韓国による独島占拠は、国際法上何ら根拠がなしで行なわれている不法占拠で、韓国が独島で行ういかなる措置も法的な正当性がない。韓国の独島不法占拠に対して、日本は厳重な抗議を繰り返している。

### ▲日本の主張はこれだから偽りだ

#### 韓国、1905年、島根県の編入以前から独島に対する領有権確立

韓国は1905年に島根県が独島を編入する以前から独島に対する領有権を確立しており、1945年の光復で、日本は独島から退くことになった。1948年以後‘慶尚北道蔚陵郡南面道洞里1番地’の住所を付与し、正当に主権を行使してきた(資料13)。

現在の独島の行政区域は、慶尚北道蔚陵郡蔚陵邑独島里1～96番地となっており、韓国の警察、公務員、住民40余名が常駐している。そして蔚陵島を母港とする観光船が蔚陵島と独島の間を運航し、毎年10万人を越える国内外の観光客が独島を訪問している。

また、韓国政府は、独島の自然環境と生態系を保存するため、1982年、独島を天然記念物第336号「独島海草類繁殖地」に指定し、1999年には「独島天然保護区域」にその名称を変更した。2000年には環境部告示第2000-109号で‘特定島嶼’に指定、保護している。

従って日本政府の主張は、名実共に韓国の領土主権を威嚇する一方的な行為に過ぎない。



資料13 大韓民国領土、独島の灯台と太極旗

## 10. △日本の主張

**“独島の領有権問題は、国際司法裁判所で解決されなければならない”**

日本は独島領有権問題を国際司法裁判所に回付しようと提案したが、韓国はこれを拒否した。日本政府は1954年9月と1962年3月、同問題の国際司法裁判所回付を提案したが韓国側はこれを受け入れず、現在に至っている。

### ▲日本の主張はこれだから偽りだ

**独島は明白な韓国領土で国際司法裁判所回付は不要**

独島は日本の領土侵奪戦争である露日戦争中に侵奪されたが、取り戻した明白な大韓民国の領土で、国際司法裁判所に回付するいかなる理由もない。

日本は、中国とロシアが、尖閣諸島（釣魚島）と南クリル列島（北方領土）問題に対して国際司法裁判所への回付を拒否しながら、ただ独島に対してだけは国際司法裁判所への回付を主張している。日本の二重的な態度を見せる事例で、独島が日本の領土という主張に対して自信がないという反証とも解釈することができる。

日本政府が独島に対する領有権主張を自ら放棄することだけがこの問題を解決する唯一の方法である（資料14）。



資料14 韓日間の歴史和解の試金石、独島

（翻訳：下條）